

令和3年度第2回

北海道

文化財保護審議会

日時：令和4年2月8日（火）14時00分～

場所：道庁別館西棟 4階8号会議室
(札幌市中央区北3条西7丁目)
:Web会議システム(Zoom)

会議次第

1 開 会

2 挨 捶

3 議 事

(1) 報告事項

ア 登録有形文化財の登録について

イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録について

(2) 協議事項

北海道指定文化財に向けた取組について

(3) その他

4 閉 会

北海道文化財保護審議会出席者名簿

委員

区分	役職	氏 名	所 屬 等	出席	摘要
学 識 経 験 者		乾 淑子	元東海大学教授	○	第1部会◎
		北村 清彦	北海道大学名誉教授	○	第1部会
		熊木 俊朗	東京大学大学院常呂実習施設教授		第1部会
	会長	児島 恒子	札幌学院大学教授	○	第2部会
		白木 彩子	東京農業大学生物産業学部准教授		第3部会◎
		鈴木 明彦	北海道教育大学札幌校教授	○	第3部会
		角 美弥子	北海道教育大学岩見沢校准教授	○	第2部会◎
		瀬川 拓郎	札幌大学教授		第1部会
		谷本 晃久	北海道大学大学院教授	○	第2部会○
		並川 寛司	北海道教育大学名誉教授	○	第3部会○
		羽深 久夫	札幌市立大学名誉教授	○	第1部会○
	副会長	森 雅人	札幌大谷大学教授	○	第2部会
		山本 亜生	小樽市総合博物館主査（学芸員）		第3部会
行 関 係 政 者		柘植 紳二郎	北海道開発局開発監理部長		第2部会
		小島 健太郎	北海道森林管理局計画保全部長	○	第3部会

◎は部会長、○は副部会長

2 事務局（文化財・博物館課）

所 属 名	職 名	氏 名
北海道教育庁生涯学習推進局	局 長	相内 修司
北海道教育庁生涯学習推進局 文化財・博物館課	課 長	高見 里佳
	課長補佐（文化財保護係）	本間 雅章
	課長補佐（文化財調査係）	西脇 対名夫
	係長（文化財保護係）	福井 寿洋
	主査（文化財保護係）	鶴田 純子
	専門主任（文化財保護係）	木村 智尋
	専門主任（文化財保護係）	赤井 文人
	主任（文化財保護係）	古澤 翔子

登録有形文化財（建造物）の登録について

令和3年（2021年）10月14日付け文部科学省告示第175号で、次の物件について文化財登録原簿に登録した旨、官報に掲載。

1 登録有形文化財（建造物）の概要

名称	所在地	建設年代	種別
根室国後間海底電信線陸揚施設	根室市	昭和10年頃	建築物・交通

【特徴・評価】

根室と国後島を繋ぐ通信用海底ケーブルの陸揚施設。南面し、鉄筋コンクリート造平屋建てで正面中央を開口として半円柱を立てる。前方に門柱付設。国後島との繋がりを示す遺構。

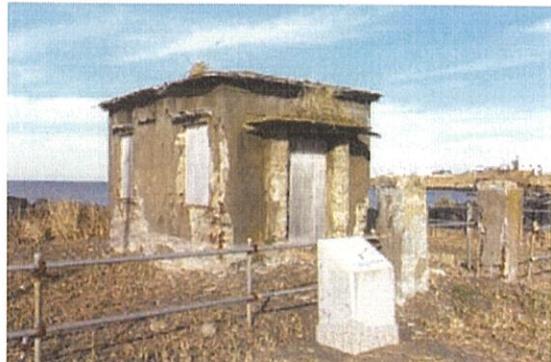
【登録基準】

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

2 登録有形文化財登録基準（建造物の部）

建築物、土木構造物及びその他の工作物
(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。) のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの



3 現在の対応状況

昨年10月、根室市が当該施設周辺で発掘調査を実施し、施設から地中に延びるケーブルの状況を確認。以降施設の保存や活用方法について調査研究を進めている。

（参考）登録件数の状況（建造物、R4.1.1現在）

- ・道内の登録件数 152件
- ・全国の登録件数 13,276件

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録について

1 文化庁発表（7月27日）の要点

今般、我が国が世界文化遺産へ推薦を行っている「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、第44回世界遺産委員会拡大会合で、世界遺産一覧表に記載されることが決定しました。

・参考（世界遺産委員会による決議の4つの区分）

区分	説明
記載	・世界遺産一覧表に記載するもの。
情報照会	・追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
記載延期	・より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。 ・推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
不記載	・記載にふさわしくないもの。 (世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

2 決定時刻

日本時間 7月27日（火）18：51

記載日 7月31日（土）

3 資産名

「北海道・北東北の縄文遺跡群」

※農耕以前における人類の生活の在り方を示す17の考古遺跡

4 決議概要

（1）記載の可否と評価基準

「北海道・北東北の縄文遺跡群」を、評価基準（iii）及び（v）に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
iii	本資産は、先史時代における農耕を伴わない定住社会及び複雑な精神文化を示している。
v	本資産は、定住社会の発展段階や様々な環境変化への適応を示している。

（2）追加的勧告

以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 現状で民間所有となっている土地について、公有化を進めること
- b) 不適切な構造物について、撤去又は影響の軽減を図ること
- c) 考古学的記録及び出土遺物に関する情報を拡充すること
(発掘記録、遺物の目録化、調査報告書など)
- d) 『作業指針』パラグラフ40及び117に示す開かれた遺産管理の精神に基づいて、資産の保存
・管理にまだ関わっていない関係者の参画を促すこと
- e) いずれの構成資産についても、資産範囲、緩衝地帯の範囲、(特別)史跡の指定範囲、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を示した地図を提供すること

5 今後の道教委の対応

文化庁、北東北3県、関係市町と引き続き緊密に連携し、遺跡群の適切な保存と活用に取り組む。

6 添付資料

- ・世界遺産登録証（別紙1）
- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」について（別紙2）
- ・世界遺産について（別紙3）



CONVENTION CONCERNING
THE PROTECTION OF
THE WORLD CULTURAL
AND NATURAL HERITAGE

*The World Heritage Committee
has inscribed*

*Jomon Prehistoric Sites
in Northern Japan*

on the World Heritage List

*Inscription on this List confirms the outstanding
universal value of a cultural or
natural property which requires protection for the
benefit of all humanity*

DATE OF INSCHIPTION

31 July 2021

Audrey Azoulay
DIRECTOR-GENERAL
OF UNESCO

「北海道・北東北の縄文遺跡群」について

1. 概要

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、17の考古遺跡で構成される。

北東アジアにおいて長期間継続した採集・漁労・狩猟による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく示しており、農耕以前における人類の生活の在り方と、精緻で複雑な精神文化を顕著に示す物証である。

世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスから世界遺産一覧表に「記載」することが適当であるとの勧告がなされたことを踏まえ、令和3年7月27日、世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定された。

2. 構成資産

○北海道

垣ノ島遺跡、北黄金貝塚、大船遺跡、
入江貝塚、高砂貝塚、キウス周堤墓群



○青森県

大平山元遺跡、田小屋野貝塚、三内丸山遺跡、
二ツ森貝塚、小牧野遺跡、大森勝山遺跡、
亀ヶ岡石器時代遺跡、是川石器時代遺跡

○岩手県

御所野遺跡

○秋田県

伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石



三内丸山遺跡



大船遺跡



御所野遺跡



大湯環状列石

3. これまでの経緯

2009年	暫定一覧表記載
2019年7月30日	文化審議会において、2019年度推薦候補に選定
2019年9月23日	ユネスコ世界遺産センターへ暫定版推薦書を提出
2020年1月16日	正式版推薦書を提出（文化審議会、世界遺産条約関係省庁連絡会議（外務省）、閣議了解を経て決定）
2020年 夏～冬頃	イコモスによる審査（現地調査と書類審査）
2021年5月26日	イコモス勧告（記載）
2021年7月27日	世界遺産一覧表への記載が決定

世界遺産について

別紙3

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

（1）条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

（2）総 緒

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択
昭和50（1975）年 条約発効
平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効
令和3（2021）年 8月現在で締結国数194カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産20件、自然遺産5件）

記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1 法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成4年	平成4年	平成5年12月	文化
2 姫路城	兵庫県	"	"	"	文化
3 屋久島	鹿児島県	"		"	自然
4 白神山地	青森県、秋田県	"		"	自然
5 古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	"	平成5年	平成6年12月	文化
6 白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	平成6年	平成7年12月	文化
7 原爆ドーム	広島県	平成7年	平成7年	平成8年12月	文化
8 厳島神社	広島県	平成4年	"	"	文化
9 古都奈良の文化財	奈良県	"	平成9年	平成10年12月	文化
10 日光の社寺	栃木県	"	平成10年	平成11年12月	文化
11 琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	平成11年	平成12年12月	文化
12 紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	平成13年	平成15年1月	平成16年7月	文化
13 知床	北海道	平成16年	平成16年1月	平成17年7月	自然
14 石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成13年	平成18年1月	平成19年7月	文化
15 小笠原諸島	東京都	平成19年	平成22年1月	平成23年6月	自然
16 平泉-仏国土（浄土）を表す建築 ・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	平成13年	平成18年12月	平成23年6月	文化
17 富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成19年	平成24年1月	平成25年6月	文化
18 富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成19年	平成25年1月	平成26年6月	文化
19 明治日本の産業革命遺産 製鉄・ 製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県 ・岩手県・静岡県	平成21年	平成26年1月	平成27年7月	文化
20 ル・コルビュジエの建築作品 -近代建築運動への顕著な貢献	東京都（他 フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、アルゼンチン、インド）	平成19年	平成27年1月	平成28年7月	文化
21 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成21年	平成28年1月	平成29年7月	文化
22 長崎と天草地方の潜伏キリシタン 関連遺産	長崎県、熊本県	平成19年	平成29年2月	平成30年6月	文化
23 百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の 墳墓群 -	大阪府	平成22年	平成30年1月	令和元年7月	文化
24 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び 西表島	鹿児島県、沖縄県	平成28年	令和元年2月	令和3年7月	自然
25 北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道、青森県、秋田県、岩手県	平成21年	令和2年1月	令和3年7月	文化

4. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産5件）

[平成4年]

- ①「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）
- ②「彦根城」（滋賀県）

[平成19年]

- ③「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）

[平成22年]

- ④「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）

[平成24年]

- ⑤「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」（岩手県）